

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月5日(火) 午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員

①出席委員 13人

会長	14番	浜西岩三郎
委員	1番	宮崎敏郎
	3番	福田榮次郎
	4番	大林茂樹
	5番	松本安幸
	6番	大川利光
	7番	清水重文
	8番	木下幸保
	9番	小野瀬マサエ
	10番	中田初美
	11番	松本虎彦
	12番	中村高律
	13番	小田輝彦

②欠席委員 なし

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 1人

第7区 兵頭英樹

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第4 議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第17号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 田所孝之

ページは土地利用計画図、6ページは平面図、7ページから9ページは現況写真、10ページは土地改良区の意見書です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

本日、お配りしました農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る調査書①をご覧ください。

申請地は、原則不許可の第1種農地ではありますが、第1種農地の例外許可として認められている集落接続に該当します。したがって、立地基準には適合しておりますので、一般基準の審議をお願いします。

まず、一般基準第3号の転用の確実性ですが、資金調達の見込み、遅滞なく工事に着工する見込み、目的どおりに利用する見込み、転用面積の妥当性、全て問題ないと思われれます。

次に第4号の周辺農地等への影響についても問題はないと思います。

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくをお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第7区の兵頭推進委員さんからお願いします。

第7区

兵頭推進委員

清水委員と一緒に現地確認を行いました。申請地は、周辺にも宅地が存在しており、土砂流出を防止する計画になっているため、周辺の農地や周囲への影響はないものと思います。また、事務局から説明がありましており農地法の要件は満たしています。以上のことから農地転用に問題はないものと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

7番

清水委員

議長

次に、7番の清水委員さんからお願いします。

兵頭推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第16号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第16号は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長

次に、日程第5、議案第17号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

11ページの議案第17号の議案書をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和3年9月27日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が1件で1筆、面積は、3,699㎡です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。受付番号56番は、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第17号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

議長

以上で本日の審議は終了しました。

(閉会時間 午後2時00分)